令和4年度(2022年度) 函館市いじめ防止対策審議会 重大事態調査部会 会 議 記 録

- 1 日 時 令和4年10月21日(金) 16時00分~
- 2 場 所 函館市南北海道教育センター中会議室
- 3 出席委員 伊藤繁子,鈴木 淳,鶴 素直,斉藤健夫,秋山隆行,山村 哲計6名
- 4 欠 席 者 本田真大,多田直人
- 5 発言の要旨

事務局

- 会議の公開について確認
- 一般の傍聴者とは別の扱いになるが、報道関係者の取材および写真撮影に ついてもお諮りする。

(報道関係)が来ているが、承認してよろしいか。

委員

- 異議なし。
- 事務局
- 函館市いじめ防止対策審議会条例第7条に基づき,法務少年支援センターはこだて支所長の出席について連絡
- 多田委員,本田委員の欠席を報告
- 〇 開会

学校教育部 長

- 日ごろより、函館市の教育の充実のために御尽力いただくとともに、本日は、お忙しいところお集まりいただき、心より感謝申し上げる。
- 令和4年7月12日(火)に函館市いじめ防止対策審議会全体会を開催 し、今年度の事業計画に対し、各委員の皆様より、本市におけるいじめの 未然防止、早期発見・早期対応について貴重な御意見をいただき、取組を 進めている。
- 令和2年6月,登別市でいじめが原因で中学生が命を絶つ事案が発生した。
- 令和3年3月には、旭川市の公園で当時14歳の女子中学生が遺体で見つかった事案があり、9月に旭川市教育委員会が設置した第三者委員会が報告書をとりまとめ、一部内容が公表されたところである。
- このような重大な事案が発生した際,教育委員会の諮問に応じ,調査審議の実施や調査審議結果の答申に向け,各委員がいじめの重大事態についての対応等への知識や理解を深めるのが,本部会の趣旨である。
- 委員の皆様には、本日の部会において文部科学省「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」および、函館市教育委員会「函館市いじめ防止基本方針」等により、いじめ重大事態の定義や、いじめ重大事態発生時の対応について確認するとともに、法務少年支援センターはこだて支所長を講師に招き、いじめの重大事態に関わる対応等への知識や理解を深める研修を行う。
- それぞれの立場から、忌憚のない御意見をお願いしたい。

部会長

- 重大事態調査部会は注目度がある部会である。市民や議会や保護者,学校 関係者など,皆様に注目されている。
- いじめ発見の問題について、転換期と捉えている。委員の皆様には、それ ぞれの立場から忌憚のない御意見を賜りたい。

事務局

○ それでは、これより議事に移る。部会長に議長をお願いする。

議長

- 本日の議事は2つある。1つめは、いじめの重大事態の対応について、事務局から配付されている資料について説明いただくこと、2つめはそれを受けて加害者心理理解として、法務少年支援センターはこだて支所長から講義をいただくことである。
- それでは事務局から、いじめの重大事態の対応について、説明をお願いする。

事務局

- 本部会開催の目的は、「重大事態(法第28条第1項に規定する重大事態をいう)が発生した際に、教育委員会の諮問に応じ、調査審議の実施や、調査審議結果の答申に向けて、各委員がいじめの重大事態に関わる対応等への知識や理解を深めること」となっている。
- まずは,文部科学省「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」(平成29年文部科学省発行)および,函館市教育委員会「函館市いじめ防止基本方針」(平成29年2月函館市教育委員会発行),「いじめ防止対策推進法について」(文部科学省発行)を使用し,いじめ重大事態の定義や,いじめ重大事態発生時の対応について確認する。
- その後,登別市教育委員会「登別市立中学校における重大事態の再発防止 策について」および,北海道いじめ問題審議会「研修用資料調査報告書」を 参考資料として紹介する。
- 文部科学省「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」を御覧いた だきたい。「第2 重大事態を把握する端緒」から、説明する。
- 重大事態の定義は、「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」とされ、重大事態は、事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始しなければならない。
- これまで各教育委員会で重大事態を扱った事例についてであるが、
 - ① 児童生徒が自殺を企図した場合
 - ② 心身に重大な被害を負った場合
 - ③ 金品等に重大な被害を負った場合
 - ④ いじめにより転学等を余儀なくされた場合である。
- 次に「第3 重大事態の発生報告について」説明する。
- 重大事態が発生した場合,学校は速やかに,学校の設置者へ報告する義務がある。この対応を行わない場合は法律違反となるばかりでなく,指導助言・ 支援等に後れを生じさせることとなる。
- 学校が速やかに報告することにより、スクールカウンセラー等の対応が行われるため、学校や学校の設置者は、認識しなければならない。
- 次に「第4 調査組織の設置」について説明する。
- 調査組織の設置についてであるが、学校の設置者が主体となる場合、学

校が主体となる場合がある。必ずしも第三者委員会が主体となるわけでは ない。

- 次に「第5 被害児童生徒・保護者等に対する調査方針の説明等」につ いてである。
- 説明時の注意点として、いじめはなかったと断定的に説明してはならな い。詳細な調査を実施していない中で、このような発言をしてはならない。 事案の詳細な調査の結果を待たずして,学校の調査が被害児童生徒を深く傷 つけてしまった場合は, 速やかに説明や謝罪をしなければならない。
- 説明事項についてであるが,
 - ① 調査の目的や目標
 - ② 調査の主体
 - ③ 調査の時期や期間
 - ④ 調査事項
 - ⑤ 調査方法
 - ⑥ 調査結果の提供
- 調査を実施するにあたり、上記6つの内容について、加害児童生徒及びそ の保護者に対しても説明をし、調査を行わなければならないということが記 載されている。
- 函館市教育委員会は、文部科学省「いじめの重大事態の調査に関するガイ ドライン」に基づき、函館市教育委員会「函館市いじめ防止基本方針」を作 成している。
- 次に、函館市教育委員会「函館市いじめ防止基本方針」について説明する。
- いじめの重大事態への対応についてである。
- いじめに対する措置については、児童生徒からのいじめの相談に対し、相 談を受けた者はいじめを受けたとされる児童生徒が在籍する学校に対し,通 報等の適切な対応を行い、学校は、行為が解消しているかいないか、重大事 態発生の疑いがあるかどうかを判断することになる。
- いじめに関わる行為が止んでいること,被害児童生徒が心身の苦痛を感じ ていなくても、3ヵ月はその状況を継続して観察や、必要に応じて教育相談 を行うことになる。
- 重大事態の疑いがある場合は、フローチャートの通りである。
- 説明は以上である。

○ 函館市は,国のガイドラインをもとにして,フローチャートを作成してい 議長 るとのことである。事務局の説明全体に係り、御質問や再度説明いただきた いことがあればお願いしたい。

> 文部科学省「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」にある調査 組織の種類の中に附属機関第三者とあるが、函館市において該当する機関は どこになるかを教えてほしい。

事務局 ○ 函館市いじめ重大事態調査部会がこれにあたる。

> 当重大事態調査部会が立ち上がれば、それぞれの専門的な視点から議論と なっていくことになる。

委員

議長

委員

○ 文部科学省発行「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」における重大事態の定義について、28条2項に示されているが、この疑いがある場合において、認定するための資料がどのくらい必要となるのか。

事務局

○ 例えば、最初に、被害を受けた方から聞き取りを行わなければならない。 そして、それが事実かどうかを調べる。時系列で考えた際、曖昧な点がある 場合は、調査を再度広げていく。その際は、被害を訴えた子どもに寄り添い ながら、聞き始めていくことが大切である。

委員

- 函館市では、重大事態について調査をした事例がない。旭川のような事件は起きてほしくないと思っているが、いつどこで起きてもおかしくないと認識している。疑いの認定において、身体的な暴力のように、証拠がはっきりしていればよいが、SNS等いじめとはっきりわからない事案が多いと思うと、疑いの審査は難しいものと考える。すべてが重大事態とはならないと考えると、そのための議論を真剣に行わなければならないと思う。
- 函館市は部会の経験値の蓄積がない。認定がないと、この部会は立ち上が らないので、入り口の部分にあたる疑いの認定については非常に重要と考え る。

委員

- 非常に大切な部分と自分も認識する。
- 函館市いじめ防止基本方針のフロー図についてである。重大事態の疑いについては、いじめが学校で発生したとして、重大事態の疑いがあるかないか、学校でフィルターがかかる。その後、学校から報告が上がってきて教育委員会でフィルターがかかる。
- この部会が設置される際は、二度、疑いがあるとの判断を受けているため、 どういった疑いがあるのか、どういう調査をしてきたのかがわかる。それに ついて、委員の皆様が、それぞれ専門的な視点で議論することになる。難し い議論になるが、委員の皆様が、理解を深めていくことが大切であると思う。

事務局

- 文部科学省「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の一番後ろを御覧いただきたい。
- ガイドラインには,重大事態部会が設置された過去の事例が細かく示されている。「児童生徒が自殺を企図した場合」「心身に重大な被害を負った場合」については,以前から明らかに重大事態として扱うものと捉えられるが、「金品等に重大な被害を負った場合」「いじめによって転学を余儀なくされた場合」については、今まで必ずしも重大事態としてなっていなかったことも、積極的に重大事態として扱っていくことが読み取れる。
- 疑いがあるかどうかについては、関係者へ丁寧に聞き取りを行う必要がある。そのため、このあとに研修の場も設けている。
- 重大事態となった場合について,必ずしも重大事態部会が調査の主体となるわけではなく,調査研究を行う場となることもある。

議長

- その他に御質問はないか。
- それでは、事務局から、参考資料の紹介をお願いしたい。

事務局

- 「登別市重大事態発生防止策」については、令和2年6月に発生した登別 市での死亡事案について調査報告書を受けて作成した調査報告書概要およ び再発防止策になっている。
- もう一点が研修用資料,調査報告書公表版である。これは,北海道内の高等学校において,当該生徒が所属する部活動において他の複数の生徒からいじめを受けうつ病となり,登校できなくなった事案に対する調査報告書および再発防止策が記載されている。事案によって異なるとは思うが,聞き取りの厚みの部分や,どれぐらいの対象者へのアンケートを行うかわかる資料と思う。昨年度も紹介したが,今年度,委員の入れ替えもあったことから,紹介させていただく。

議長

- 資料の量がたくさんあるため、改めて読んでいただき、質問等があれば後 日行うという形をとらせていただく。
- 本日の議事がすべて終了したので、司会を事務局に戻す。議事進行にかか り、委員の皆様方の御協力に感謝する。

事務局

- ここからは、報道の皆様には御退席いただく。
- ※ 以後,非公開